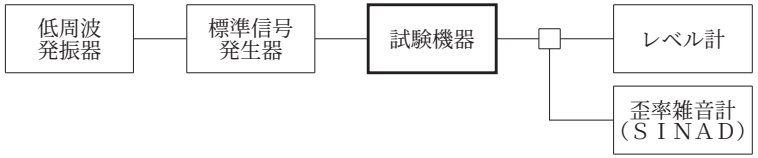
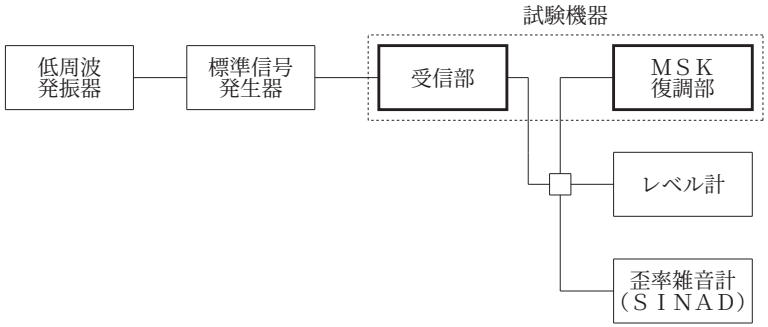
2　測定器の条件
　標準信号発生器の変調信号は、標準信号発生器内蔵の信号源を用いることができる。
3　試験機器の状態
⑴　標準信号発生器を試験周波数に設定し、正弦波400Hzで変調して、変調度が30％となる変調信号レベルとする。
⑵　この状態で試験機器に10μVの受信機入力電圧を加え、試験機器の規定の復調出力（定格出力の１／２）が得られるように試験機器の出力レベルを調整する。
4　測定操作手順
⑴　標準信号発生器の出力を６dB高くし、試験機器の受信機入力電圧を20μVとする。
⑵　標準信号発生器の周波数を試験周波数の上方向に変化させて、試験機器の復調出力信号レベルが定格出力の１／２となる周波数を測定する。
⑶　標準信号発生器の周波数を試験周波数の下方向に変化させて、試験機器の復調出力信号レベルが定格出力の１／２となる周波数を測定する。
5　試験結果の記載方法
　4⑵及び⑶で求めた二つの周波数の差をkHz単位で記載する。
6　その他
⑴　受信出力調整器を二つ有する場合は低周波利得を最大とし、高周波利得調整器を調整して所定の試験機器復調出力（定格出力の１／２）を得ることとする。
⑵　受信機入力電圧を求める場合は、標準信号発生器と試験機器の間の接続ケーブルの損失を考慮する。

十四　スプリアス・レスポンス（電波の型式がＡ３Ｅであって秘匿性を有する通信を行う無線設備又は電波の型式がＡ２Ｄであって設備規則第９条の２第６項に規定するデータ伝送装置を使用する無線設備のみ）
1　測定系統図
⑴　電波の型式がＡ３Ｅの場合

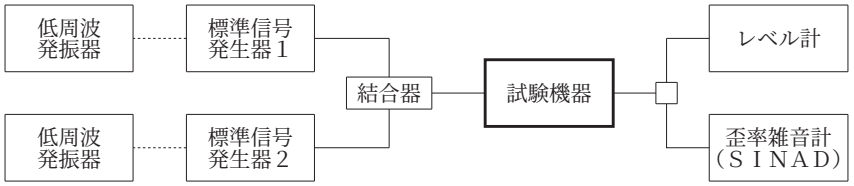



⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合




2　測定器の条件
　標準信号発生器の変調信号は、標準信号発生器内蔵の信号源を用いることができる。
3　試験機器の状態
⑴　標準信号発生器を試験周波数に設定し、正弦波１kHzで変調して、変調度が30％となる変調信号レベルとする。
⑵　この状態で試験機器に入力電圧10μVの受信機入力電圧を加え、規定の復調出力（定格出力の１／２）が得られるように試験機器の出力レベルを調整する。
4　測定操作手順
⑴　標準信号発生器の出力を十二の項の感度測定時の値より設備規則に規定するスプリアス・レスポンスの許容値より10dB大きい値とし、標準信号発生器の周波数を掃引してスプリアス・レスポンスが発生する周波数を探索する。
⑵　この探索は試験周波数の１／３から３倍までの周波数範囲について行う。
⑶　上記の探索でスプリアス・レスポンスを探知した周波数について、規定の復調出力（定格出力の１／２）が得られるように標準信号発生器の出力を調整し、この標準信号発生器の出力レベルから受信機入力電圧を測定する。
⑷　⑶で求めた受信機入力電圧値と10μVとの比を算出する。
5　試験結果の記載方法
　４で算出した電圧比をdB単位で周波数とともに記載する。
6　その他
⑴　受信出力調整器を二つ有する場合は低周波利得を最大とし、高周波利得調整器を調整して所定の試験機器復調出力（定格出力の１／２）を得ることとする。
⑵　受信機入力電圧を求める場合は、標準信号発生器と試験機器の間の接続ケーブルの損失を考慮する。
⑶　電波の型式がＡ２Ｄの場合は、試験機器の音声信号出力端子又はＭＳＫ復調部への入力端子で測定する。

十五　隣接チャネル選択度（電波の型式がＡ３Ｅであって秘匿性を有する通信を行う無線設備又は電波の型式がＡ２Ｄであって設備規則第９条の２第６項に規定するデータ伝送装置を使用する無線設備のみ）
1　測定系統図
⑴　電波の型式がＡ３Ｅの場合




⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合

